

※受理年月日	福岡県 中小 日
※受理番号	-6.10.16
※備考	第 号

変更届出書

令和6年10月16日

福岡県知事 様

三井住友信託銀行株式会社
代表取締役 大山一也
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール福岡
福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿字老の木192-3番地 外

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯	
	変更前	変更後
荷さばき施設No.1	午前6時00分～午後11時00分	24時間
荷さばき施設No.2	24時間	24時間
荷さばき施設No.3	午前6時00分～午後11時00分	午前6時00分～午後11時00分
荷さばき施設No.4	24時間	24時間
荷さばき施設No.5	午前6時00分～午後11時00分	午前6時00分～午後11時00分

3 変更する年月日

令和6年10月17日

4 変更する理由

営業政策のため